



うまくできるかな？

蓮野幼稚園にて
昔遊びで聖山大学生と交流



② サービス利用の増加

サービスの利用者数の推移を見ると、介護が必要となっても、サービスを利用しながら住み慣れた自宅で生活するという、介護保険の基本理念どおり、在宅サービスの利用回数(回数)が2年間で約160%以上伸びています。



▲平成12年4月にオープンした特別
養護老人ホームはすがた園。50床あ
どの待機者がある。

平成十二年度からスタートした介護保険制度も三年が経過しました。介護保険制度の導入により、多くの方に介護保険介護サービスを提供できるようになり、また家族の負担も軽減されています。

一方、介護を必要とする方は、今後さらに増加することが予想されます。そのため、サービスの量と質を見直すとともに、平成十五年四月からの介護保険の保険料や、サービスの費用が見なおされます。

平成15年
4月から

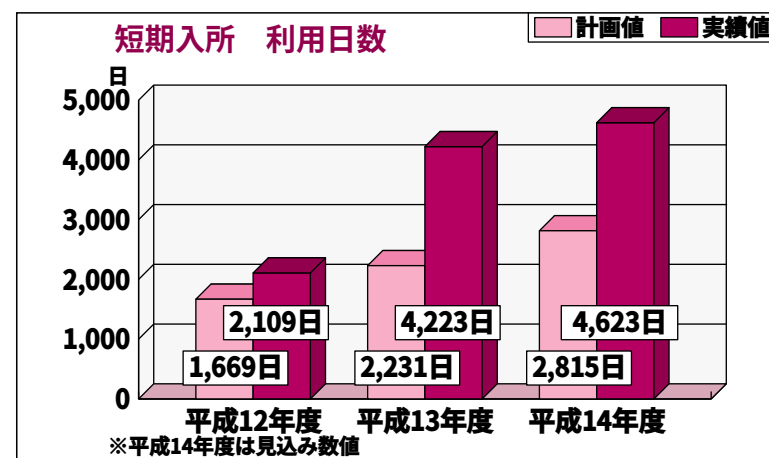
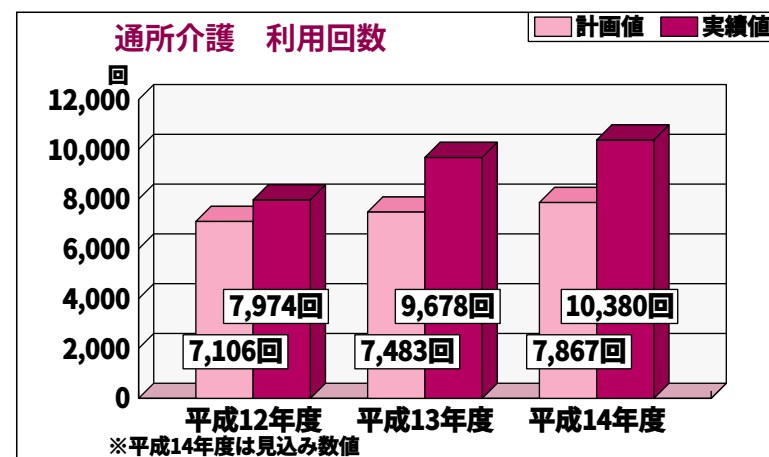
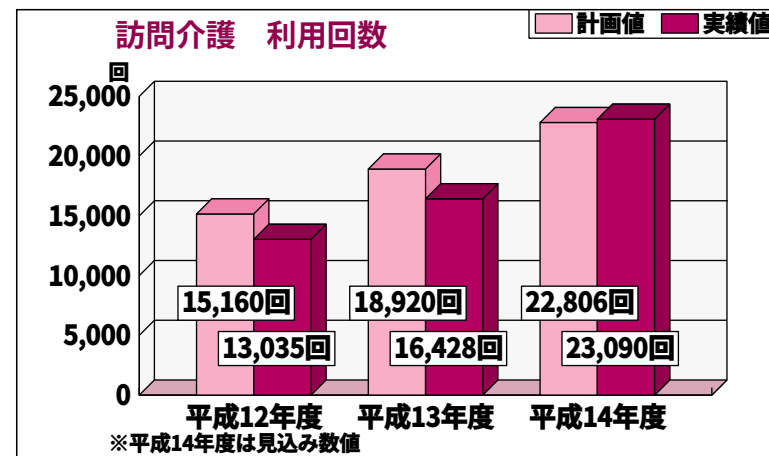
介護保険料が見直されます
なぜ見直しが必要なのでしょう

2. サービス利用データ(回数)

上段：計画値
下段：実績値

		平成12年度	平成13年度	平成14年度
		計画値	実績値	実績値
訪問介護		15,160回	18,920回	22,806回
		13,035回	16,428回	23,090回
訪問看護		3,231回	4,081回	4,962回
		528回	498回	480回
訪問リハビリ		412回	512回	614回
		34回	54回	36回
通所介護		7,106回	7,483回	7,867回
		7,974回	9,678回	10,380回
通所リハビリ		789回	831回	874回
		845回	650回	624回
居宅療養管理指導		49回	50回	52回
		57回	75回	96回
短期入所		1,669日	2,231日	2,815日
		2,109日	4,223日	4,623日

		平成12年度	平成13年度	平成14年度
		計画値	実績値	実績値
介護老人福祉施設		64人	64人	64人
		68人	68人	68人
介護老人保健施設		8人	15人	16人
		3人	5人	5人
介護療養型医療施設		6人	1人	3人
		6人	7人	8人
合 計		78人	80人	83人
		77人	80人	81人

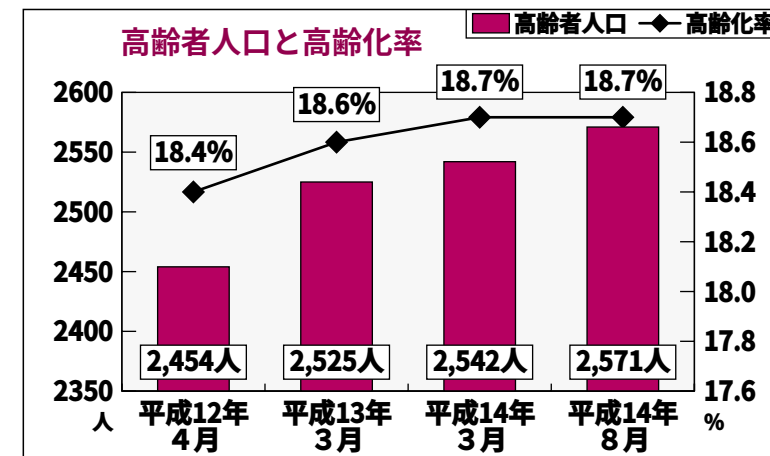


① 要介護者の増加

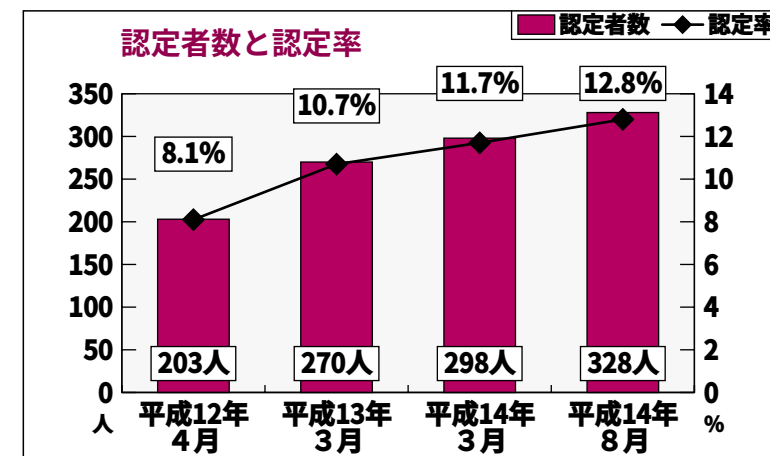
要介護認定者は6割増

高齢化が進み、高齢者が増加するとともに、介護を必要とする人も増えています。要支援・要介護認定を受けた人の推移を見てみると、制度が始まった初年度で、203人から270人まで増加。2年後には、300人を突破し、その後も増え続けています。

※高齢化率：人口に占める65歳以上の方の割合



※認定率：65歳以上の方に占める要介護認定を受けた方の割合



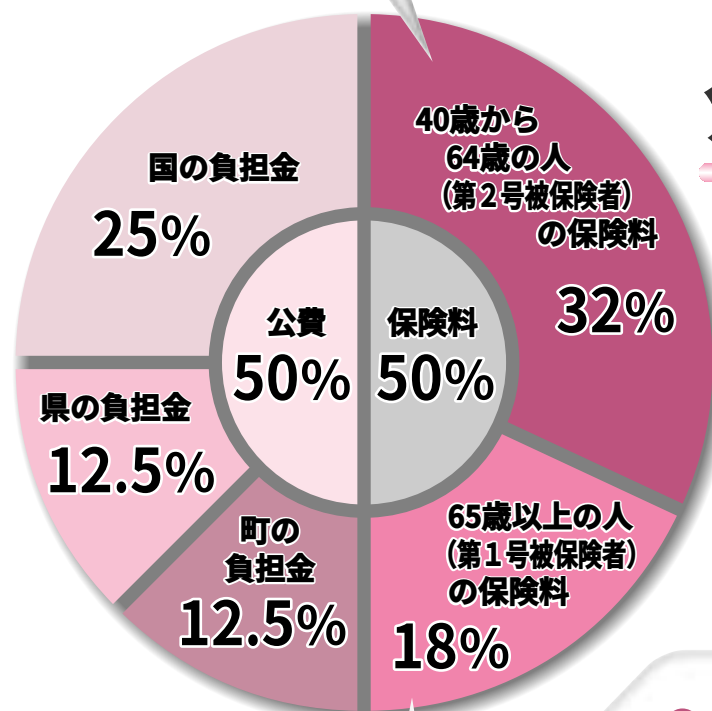
40歳から64歳の人（第2号被保険者）

■ 国民健康保険に加入している人

介護保険料＝国民健康保険税（料）の算定方式と同様に、世帯ごとに決められます。

■ 職場の健康保険に加入している人

介護保険料＝給与（標準報酬月額）×介護保険料率



介護保険の財源は

+

サービスの利用者負担

65歳以上の人（第1号被保険者）

介護保険の安定した財源を確保するために町が算定した基準月額案は

15年4月から

保険料基準月額案 3,600円

（現行の保険料基準月額2,650円）

保険料は最終的には、国が改定する介護報酬などを考慮して、町議会の議決を得た後に決定します。

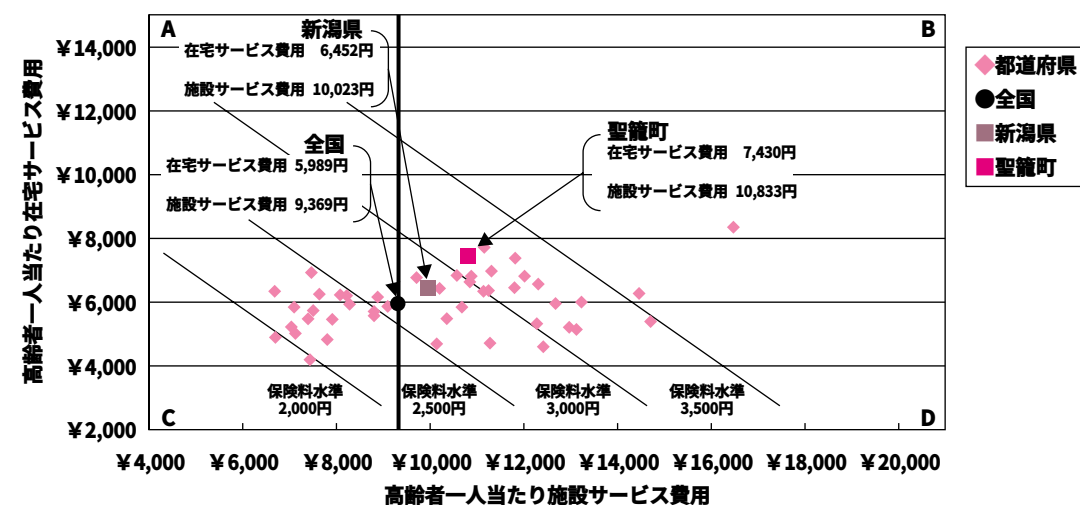
全国や県との比較

サービス費用の水準は高い聖籠町。保険料は…

当町の平成13年10月時点での在宅・施設サービス費用の状況を全国と比較してみると、聖籠町の高齢者1人当たりの在宅サービス費用は7,430円、施設サービス費用は10,833円となり、両費用とも全国平均や県平均よりも高い実績でした。

この時点での理想の保険料水準は3,000円ラインを超えている状態であり、現行の介護保険料2,650円では、すでに保険給付費が不足の状態となっています。

・高齢者一人当たり在宅・施設サービス費用の比較（平成13年10月）



サービスを維持継続させるためには
保険料アップで財源確保が必要です

◆左の基準額は下の表に基づき所得段階に応じて計算されます。

段階	対象者	計算方法
第1段階	生活保護の受給者及び老齢福祉年金の受給者であって本人および世帯全員が住民税非課税の人	基準額×0.5
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税の人	基準額×0.75
第3段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人	基準額
第4段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.5

介護保険に関することは
役場町民課
介護保険係
☎27-1952（直通）

INFORMATION

おしらせ

お問い合わせ先

町役場	☎27-2111
町民会館	☎27-2121
図書館	☎27-6166
保健福祉センター	☎27-6511
診療所	☎27-1234
水道課	☎27-5141

INFORMATION

3月の行事

《保健福祉事業》

ところ 保健福祉センター

◆心配ごと相談（毎週水曜日）

5日・19日・26日

（いずれも午後1時～4時）

◆弁護士相談（要予約）

13日（木）午後1時～

◆行政相談

11日（火）午前9時30分～11時

◆乳幼児健康診査・各種学級

○育児学級

12日（水）午後1時30分～

○育児相談会

17日（月）午前10時～11時

○2歳児親子歯科健診

17日（月）午後1時30分～

○妊婦学級（後）

20日（木）午前9時30分～

○3歳児健康診査

27日（木）午後1時30分～

○乳児健診

28日（金）午後1時30分～

弁天潟さくらまつり

フリーマーケット

出店者募集中！

毎年恒例の弁天潟さくらまつりを今年も開催する予定です。

フリーマーケットに出店希望の方は、代表者の住所、氏名、年齢、電話番号、販売品名、当日の参加人数を3月20日（木）までに事務局へ直接、電話又はファックスでご連絡ください。

☎弁天潟風致公園
募集店数 10店

（応募多数の場合は抽選します）

【出店料】 一、〇〇〇円
（当日集めます）

【注意事項】

18歳未満の方は出店できません
（高校生含む）

☑聖籠町観光協会事務局
（役場産業観光課内）

☎4月6日（日）（予定）
午前10時～午後3時
（雨天中止）

☎27-2111（内線124）
☎27-2119

講演会のお知らせ

「共にこのまちで心豊かに暮らしたい」

全国には障害のあるなしにかかわらず、誰もがその人らしく生きていける地域をめざしてさまざまな活動が進められています。

東京都・調布市にある「クッキングハウス」では、精神の障害をもつ人たちが自然食のおいしい料理を作りながら、自分のペースで参加し交流する活動を続けています。

心の病に苦しみ生活のしづらさを抱えて生きる人たちの伴走者として「クッキングハウス」を運営してきた松浦 幸子さんを講師に迎えて講演会を開催いたします。



講師の松浦幸子さん

たします。

多数のみなさんのご参加をお待ちしております。

☎3月16日（日）

午前10時～11時30分

☐町保健福祉センター

講師 松浦 幸子さん

（精神科ソーシャルワーカー）

「不思議なレストラン」の著者

☑保健福祉課 ☎27-6511

町長の動向

（主なものを抜粋）

3月

4日・議会定例会（～25日予定）

9日・蓮野・甚兵衛橋老人クラブ総会

10日・聖籠中学校卒業式

14日・聖籠の杜取締役会

16日・福島潟方水路通水式

18日・郡町村会3月定例会

20日・幼稚園修了式

24日・交通安全対策会議

25日・小学校卒業式

26日・聖籠保育園卒園式

・広域関係議会定例会

28日・社会福祉協議会理事會

・評議員會

30日・蓮潟老人クラブ総会

ご利用ください 町の資金融資制度

町中小企業振興資金貸付 (一般・開業) (第1回目)

町では中小企業者の育成振興を図るために融資を行っています。

【受付期間】

4月7日(月)から4月14日(月)

【融資資格】

(一般貸付の場合)

- ①事業を営む個人又は法人で、個人の場合は本町に住所及び事業所を有し、法人の場合は町内に主たる事業所を有する者とする。
- ②同一事業を6月以上にわたり営んでいる者で常時雇用する従業員が20名以内の者
- ③町税を完納している者

【資金使途】 運転資金・設備資金
【貸付限度額】

(一般貸付の場合) 400万円以内
(開業貸付の場合) 200万円以内

【償還期間】

運転5年以内
(内据え置き6ヶ月以内)

設備7年以内
(内据え置き6ヶ月以内)

【貸付利率】 年2.4%
(うち町で1.4%利子補給)

【取扱金融機関】

第四銀行東港支店・北越銀行東港支店・新潟県信用組合聖籠支店・大光銀行新発田西支店・山形しあわせ銀行新発田支店・殖産銀行新発田北支店・北越後農業協同組合聖籠支店・北越後農業協同組合亀代出張所

☑ ②産業観光課 商工観光係
☎ 27-2111 (内線122)

町中小企業不況対策 特別資金融資

町では、長引く景気低迷で状況が悪化している中小企業者の経営の安定を図るために融資を行っています。

【受付期間】

受付は平成15年4月1日から
平成16年2月28日まで

【融資資格】

事業を営む個人の場合は町内に住所及び事業所を有する者。法人の場合は町内に主たる事業所を有する者

- ①町内で1年以上同一事業を営む者
- ②最近3ヶ月の月平均売上高(建設業にあっては完成工事高)が前年又は2年前の同期の月平均売上高に比して減少し、経営に支障をきたしている者
- ③町税を完納している者

【資金使途】 運転資金

【融資限度額】 1,000万円以内

【償還期間】 6年以内
(据置き1年以内含む)

【融資利率】 年2.3%
(うち町で1.3%利子補給)

【取扱金融機関】

第四銀行東港支店・北越銀行東港支店・新潟県信用組合聖籠支店・大光銀行新発田西支店・山形しあわせ銀行新発田支店・殖産銀行新発田北支店・北越後農業協同組合聖籠支店・北越後農業協同組合亀代出張所

☑ ②産業観光課 商工観光係
☎ 27-2111 (内線122)

町無担保無保証人 融資貸付金融資

町では、信用力及び担保力不足のため、資金調達が困難な中小企業者の経営の安定を図るために融資を行っています。

【受付期間】

受付は平成15年4月1日から
平成16年2月28日まで

【融資資格】

町内に主たる事業所を有し、次に該当する中小企業者とする。ただし、金融機関から取引停止処分を受けている者、保証協会から代位弁済を受け現に求償債務のある者は除く。

- ①1年以上継続して同一事業を営んでいる者で、常時使用する従業員が20人(商業又はサービス業は5人)以下の法人又は個人
- ②個人の場合は町民税の所得割を法人の場合は法人税割を完納している者

【資金使途】 運転資金・設備資金

【融資限度額】 200万円以内

【償還期間】 運転5年以内
設備7年以内
(据置き6ヶ月以内含む)

【融資利率】 年2.3%
(うち町で1.3%利子補給)

【取扱金融機関】

第四銀行東港支店・北越銀行東港支店・新潟県信用組合聖籠支店・大光銀行新発田西支店・山形しあわせ銀行新発田支店・殖産銀行新発田北支店・北越後農業協同組合聖籠支店・北越後農業協同組合亀代出張所

☑ ②商工会 ☎ 27-2078

町住宅建設資金貸付 (第1回目)

町では町民の持ち家促進と町内住宅建設関連業界の振興を図ることを目的として住宅建設資金の貸付けを行っています。

【受付期間】

4月7日(月)～4月14日(月)

【融資資格】

①町内に住所を有し、自ら居住することを目的とする住宅で、新築、増築又は改築をしようとする方もしくは本町に住宅を新築し居住する見込みの方

②貸付金の返済能力を有する方

③町税を完納している方

【貸付限度額】 五〇〇万円以内
(償還は12年以内)

【貸付利率】

町内建設業者に発注の場合
年2.4%(固定)

町外建設業者に発注の場合
年2.9%(固定)

【取扱金融機関】

第四銀行東港支店・北越銀行東港支店・新潟県信用組合聖籠支店・殖産銀行新発田北支店・新潟県労働金庫新発田支店・北越後農業協同組合聖籠支店・北越後農業協同組合亀代出張所

【注意事項】

事前着工は認めません
☑ ②産業観光課 商工観光係
☎ 27-2111 (内線122)

☐日時 ☐会場 ☐内容 ☐対象 ☑申し込み ☑問い合わせ

評価替えです… 確認してください あなたの固定資産

町では、平成15年度の固定資産（土地・家屋・償却資産）に課税する準備をしています。

固定資産税は、町が決定した評価額（課税標準額）に100分の1・4を掛けたものが税額となります。このため、納税通知書を交付する前に納税者の皆様に下記により固定資産の価格を縦覧します。

【縦覧期間】

平成15年4月1日から

6月2日まで（役場の開庁日時）

【縦覧場所】 聖籠町役場税務課

※この価格に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日後60日までに聖籠町固定資産審査評価委員会に対して審査の申し出ができます。
※縦覧および不服申し出は、地方税法第416条、432条によります。

☎ 役場税務課 ☎ 27-1956

新潟県議会議員一般選挙 立候補予定者説明会開催

県議会議員選挙の立候補予定者に対する説明会を開催します。立候補を予定されている方はおいでください。

☎ 3月24日

午後1時30分

☎ 県庁西回廊2階講堂

（新潟市新光町4番地1）

詳しくは県選挙管理委員会まで

☎ 新潟県選挙管理委員会

☎ 025-2280-5515

金融庁 預金保険機構からお知らせ

当座預金 普通預金 別段預金
平成17年3月末まで
引き続き全額保護されます

●定期預金等については、これまで同様、元本一〇〇〇万円までとその利息等が保護され

ます。それを超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）。

●平成17年4月以降は、当座預金等の利息のつかない預金が全額保護されることになります。

●預金保険制度、農漁協系統貯金保険制度ともに同様の取扱いがなされます。

●詳しくは金融機関の窓口または預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、財務局にお問い合わせください。

☎ 関東財務局新潟財務事務所
☎ 025-229-2631

特別養護老人ホームほうせい園 パート介護職員募集

【募集人員】 4名

【資格・要件等】

ヘルパー2級以上の資格をお

持ちの方で、生活介助などの業務に熱意がある人。4月1日から勤務可能な人。

【勤務時間】

午前8時から12時まで（4時間）

【応募締切】

3月14日金まで

【提出書類】

履歴書を「ほうせい園」まで提出してください。

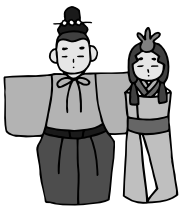
【試験】

3月16日（日）午前10時～

特別養護老人ホームほうせい園にて面接試験

☎ 特別養護老人ホーム

☎ 025-387-0900 「ほうせい園」



送電線張替工事 5月30日まで

東北電力(株)による送電線の張替工事が行われます。

☎ 北新潟技術センター

☎ 025-225-1868



介護支援専門員 （嘱託員）募集

町で介護支援専門員を募集します。

【応募資格】

介護支援専門員資格、普通車運転免許を有する方

【募集人員】 1名

【勤務場所】

聖籠町保健福祉課
（保健福祉センター内）

【勤務条件】

嘱託員 週30時間勤務

※詳細につきましては、保健福祉課へお問い合わせください

☎ 保健福祉課

☎ 27-6511

☎日時 ☎会場 ☎内容 ☎対象 ☑申し込み ☎問い合わせ

1月の届出

げんきなよい子

出生

赤ちゃん	保護者	誕生日	行政区
琴 音さん	(中村 和義)	12.26	山 大 夫
ありささん	(渡辺 真也)	12.30	次 第 浜
愛 華さん	(田宮 健一)	1. 3	蓮 渦
太 一くん	(羽田野幸太)	1. 7	次 第 浜
麻 琴さん	(田中 元紀)	1. 8	東 山
かなで 奏 さん	(高松 孝広)	1.11	亀 塚

幸せ多い人生を

婚姻

新郎・新婦	届出日	行政区
山 口 祐 司さん (長谷川) 美香さん	1. 8	蓮 渦

ごめいふくをお祈りします

死亡

氏 名	年 齢	死亡日	行政区
高 松 リ イさん	(94歳)	1. 2	亀 塚
本 間 善 次さん	(85歳)	1. 5	藤 寄
天 谷 シ ノさん	(82歳)	1. 7	蓮 渦
木 戸 サ ンさん	(88歳)	1. 8	次 第 浜
土 田 ハ ルさん	(87歳)	1.11	山 大 夫
長谷川 正 行さん	(52歳)	1.11	真 野
高 橋 ミ ヨさん	(74歳)	1.14	山諏訪山
宮 下 六 郎さん	(81歳)	1.15	次 第 浜
田 中 文 雄さん	(76歳)	1.17	蓮 渦

(注1) 広報に載せてほしくない方は、町民課窓口で手続きの際、その旨お話しください。
(☎27-2111 内線112 町民サービス係)
(注2) 渡邊さんの「邊」という文字など略して掲載しています。戸籍に記載されている正確な氏名と多少異なる場合があります。ご了承ください。

二市北蒲原郡総合健康開発センター 体操教室 生徒募集

【内容】

二市北蒲原郡総合健康開発センターでは、次のとおり平成15年度生徒を募集しています。

ストレッチ体操、ウォーキング、ダンベル体操など健康体操を主に、健康の維持増進を図ることを目的としているので、誰にでもできる内容です。

【募集教室名・対象・人数】

教室名	曜日	対 象	目 標	募集数
シニア	月	概ね65歳以上 74歳以下	老化防止と生き生きとした生活が出来るよう心身の健康づくりを目標	若干名
ダイエット	火	体重、体脂肪を管理したい方、肥満の方	肥満の害を知り、運動生活の改善を図る体重減を目標	15名
シェイプアップ	水	体力があり充分動きたい方	体力の維持増進、ストレス運動不足の解消を目標	15名
フレッシュ	木	これから運動したい初心者	体を動かすことの楽しさを知り、仲間づくりとストレス発散で、張りのある生活を目標	20名
フィットネス	金	軽い運動をした い方	軽い運動で体力の維持増進を目標	10名

【活動時間】

各教室とも 9時30分～11時30分

募集数は上記のとおりですが、各教室50名程度となっています。

【受講料】

年額6,300円（消費税込み）

【申込方法】

スポーツ傷害保険料1,500円と印鑑をご持参のうえ、3月10日(月)～3月14日(金)までに健康開発センターへ（定員になり次第締切）

【受付時間】

午後1時30分～午後5時まで

【その他】

年齢制限があり、75歳以下の者となっています。
ダイエット教室受講者に限り、別に健康診断料2,500円が必要です。

☎健康開発センター「健康増進指導課」☎24-1154

入札結果

(2月3日)

工事(件)名	契約額(円)	業 者 名	完成期限
松くい虫被害木破砕業務委託	4,882,500	北越緑化株式会社	H15. 3.26
大夫別行線道路舗装工事	3,360,000	日本舗道株式会社	H15. 3.29
蓮渦家の前線道路舗装工事	10,710,000	株式会社加賀田組	H15. 3.29
三賀新発田線道路舗装工事	13,335,000	フジマ舗道株式会社	H15. 3.29
桃山道賀新田線道路舗装工事	12,285,000	本間道路株式会社	H15. 3.29

☐日時 ☐会場 ☐内容 ☐対象 ☑申し込み ☑問い合わせ

悪質な金融業者に要注意！

ダイレクトメール、電信柱の張り紙などで「即決融資」、「審査不要」など、甘い言葉で誘い、短期間で法外な金利を取る、いわゆるヤミ金融や、借入先を紹介したふりをして高額な手数料を請求する紹介屋など、悪質な金融業者による被害が増加し、深刻な問題となっています。これらに関する事でお悩みの方は県内の相談機関にお気軽にご相談下さい。

《ヤミ金融とは？》

貸金業登録の有無を問わず、法律の上限金利（出資法で最高年利29.2パーセント）を無視して高額な金利を取り、返済が少しでも遅れると家族、親戚、勤務先にまで脅迫まがいの違法な取り立てを行う業者で、その手口は様々です。

実際にこんな事例も・・・

事例① ダイレクトメールを見て1か月前に3万円借りた。10日ごとに2万円ずつ計6万円払ったが、まだ払えと督促がくる。

事例② チラシを見て100万円の融資を申し込んだら「まず、他社で50万円借りて、そのうち40万円を手数料として振り込むように」と言われた。言われたとおりに振り込んだが、その後連絡が取れなくなった。

【県内の相談機関】

相談窓口	所在地・電話番号	内 容 等
新潟県消費者金融相談電話	新潟市新光町4-1 県庁商業振興課内 ☎025-285-6966	苦情相談
社団法人新潟県貸金業協会	新潟市本町通6番町1141-1 ストークビル新潟一番館6階 ☎025-222-7311	加盟貸金業者の指導、苦情相談 月～金曜日 9:00～11:30 13:00～16:00
新潟県司法書士会	新潟市古町通13番町5160 ☎025-228-1589 多重債務ホットライン ☎025-225-9333	多重債務者の返済方法の相談、債務整理等 毎週水曜日（要予約）13:30～16:00 月～金曜日 11:00～16:00 火曜日（夜間）17:30～19:00
新潟県弁護士会	新潟市学校町通1番町1 新潟県弁護士会 ☎025-222-3765	多重債務者の破産、任意整理、民事再生等の相談（予約制） 県内8か所に相談所を設置 ※有料 相談料 30分5,250円（税込み）
新潟県消費生活センター	新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ内 ☎025-285-4196	悪質商法等 月～金曜日 9:00～17:00
新潟県警察本部「けいさつ相談室」	新潟市新光町4-1 新潟県警察本部内 ☎025-283-9110	暴力、脅迫等を受けた場合 月～金曜日 8:30～17:15 （各警察署にも相談員を配置 月～金 8:30～17:45）

聖籠町 ふれあい農園 利用者募集の お知らせ

町では、土とふれあい野菜や草花の栽培をすることによって、健康で明るい家庭づくりに役立てていただくとともに、農業への理解を深める体験学習施設として「聖籠町ふれあい農園」を開設しています。

この施設は町民をはじめ、町外の方にもご利用いただける施設です。

利用内容及び申込方法は次のとおりです。

皆様のお申込をお待ちしています。

【農園の種類・区画面積・区画数】

農園の種類	面積	区画数
標準貸出し農園	30㎡	68
	36㎡	20
	48㎡	9
車椅子用プランター	3㎡	5

【利用期間】

毎年4月1日から

翌年3月31日まで

ただし、次年募集時に更新申込いただければ継続利用できます。

【利用料金】

1年間で1㎡当たり200円です。

【例】30㎡の場合

200円×30㎡＝6,000円

【ご利用資格】

自然を愛する方ならどなたでも（町内・町外在住を問いません。）

☑ 役場 産業観光課

☎ 27-2111（内線122）

ご存知ですか 新発田地区交通安全協会の活動



新発田地区交通安全協会では、新発田警察署と市町村協会支部等と連携しながら、交通事故防止に向け次のような活動を行っています。

①交通安全（事故防止）運動期間中の街頭指導②若者や女性を対象にしたドライビングスクール③高齢者ドライビングスクール④安全啓発事業⑤優良運転者表彰事業⑥免許証更新の案内などです。これらの経費は、運転者等からいただいた会費で運用されています。



新発田地区交通安全協会加入にご協力を

交通安全協会では、年会費500円（原則）を主に免許証更新時に3年か5年分を一括して納入をしていただいております。その内容については、次のとおりとなっています。

【有効期間3年の免許証取得者】 年会費500円×3＝1,500円

【ゴールド免許証（5年間有効）取得者】 年会費500円×4＝2,000円

※ 免許証更新時に入会されるとこの金額から資料代金350円を差し引かれた1,150円（3年分）、1,650円（5年分）が、新発田地区交通安全協会に納められます。

※ この中から、市町村支部に交通安全活動費として、会員数の割合で還元金として分配されます。

この還元金（会費の一部）が、地域の交通事故防止につながっていることをご理解いただき、協会加入にご協力をお願いいたします。



町の交通事故発生状況

交通安全に関することは
役場生活環境課

☎27-1962(直通)

年	区分	1月			1月～1月(累計)		
		発生件数	死者数	傷者	発生件数	死者数	傷者
平成15年		11	0	19	11	0	19
平成14年		17	1	25	17	1	25
増減		△6	△1	△6	△6	△1	△6



マイコ・13歳



リョーマ・14歳



投稿するときは濃い鉛筆かペンで描いてください。(薄いものは掲載できません)
名前は必ず書いてください。(ペンネーム希望の場合は名前の横にペンネーム『○○○○○』と書いてください)



ひつじくま・9歳



あっぴー・8歳



モンキー族・14歳



バレンタインS・11歳



井上香さん・7歳



せいちゃん・14歳



コロロ・11歳



ハク命♥・14歳



ドナルド・7歳



出戸 真央ちゃん
H14. 9. 13生



五十嵐 陸くん
H14. 9. 7生



市村 虎我くん
H14. 9. 26生



馬場 百加ちゃん
H14. 6. 8生



野口遙加ちゃん
H14. 9. 21生



小田切 琉太くん
H14. 9. 15生



渡辺 京くん
H14. 9. 25生



高橋 賢人くん
H14. 9. 2生



河上 莉奈ちゃん
H14. 9. 16生



宮下 慶樹くん
H14. 9. 20生



富嶋 泰斗くん
H14. 9. 23生



近藤 結ちゃん
H14. 9. 10生



大内 朝陽くん
H14. 9. 14生



石田 春来ちゃん
H14. 9. 23生



神田 葵ちゃん
H14. 9. 18生



池田 美月ちゃん
H14. 9. 3生

町の宝
で〜す

1月の乳児健診から

元気に育ってね

この写真は保健センターで行われる乳児健診会場で撮影しています。

みんなのひろば

ハガキ募集

次のテーマと要項により、ハガキ（手紙も可）を募集します。

●聖籠の風

町の業務や行事、あるいは地域や学校でのことなど、日々の生活の中で感じたことをお寄せください。（良かったこと、又良くなかったこと）

子どもたちの意見も大歓迎です。600字以内でお書きください。

●イラスト自慢大募集

絵を書くのが大好きな子どもたち自慢のイラストをハガキの裏に書いてどんどん送ってください。（黒一色でハッキリと書いてください）

●『町政ポスト』Q & A

町政への積極的なご意見、ご提案など（聖籠町の将来像、私はこう考える…）を、町民の皆様から寄せていただくために設けられたハガキによる広聴制度です。町長が目を通し、担当課で回答いたします。よりよい町づくりのために、あなたのご意見をお寄せください。

■応募方法■

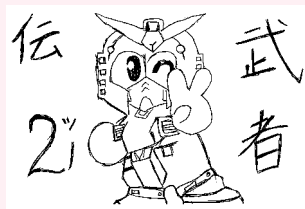
○町政ポスト用のハガキでお寄せください。（切手を貼らずに投函できます）なお、このハガキは

- ①役場一階の総合案内
- ②診療所の窓口
- ③町民会館の窓口
- ④図書館のカウンター

の4か所に設置してあります。どんどんお寄せください。

○なお、氏名・住所・電話番号の記載のないものは掲載いたしませんので、必ずご記入ください。（匿名希望、ペンネーム希望と書いてくだされば名前は掲載しません）※なお、投稿原稿の趣旨を変えずに削ったり直したりする場合がありますので、ご了承ください。

○採用された方には、図書券を差し上げます。



サメサメ・12歳



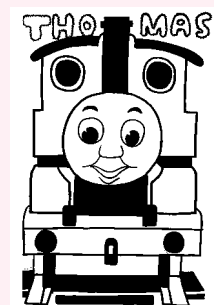
カイリ・10歳



マリモモ・12歳



ヘルスー・10歳



ふみだいちゅき・14歳



ビーちゃん・15歳



仔ネコちゃん・9歳



プーM・11歳



コロコロ・9歳



二本松地区の禅宗の方々に古くから伝わる伝統行事『百万遍（ひやくまんべん）』。毎年一回一月に魔よけをすると同時に家内安全、豊作を祈るといふ行事で、明治十六年から行われていること。長さ二十mにも及ぶ数珠をお互いの首にかけ合い、悪魔払いをします。今年は二月二十六日（旧）に行われ二十七人が参加。賑やかに年一回の恒例行事が行われました。

二本松地区
伝統行事
百万遍（ひやくまんべん）

●このコーナーでは、町民の皆さんの思い出の写真・絵画・工芸・園芸などの作品・ペットなど（ほのぼのとした作品大歓迎です。）をご紹介します。子どもからお年寄りまで、どなたでもOKです。掲載を希望される方は、気軽に広報係までご連絡ください。問い合わせは、役場総務課広報広聴係 ☎27-2111内線216まで。



ク シ ラ ン



長谷川

（吾沼）
静雄さん



吾沼の長谷川静雄さんが大切に育てているクシランの花が今年も見事に開きました。30年前から園芸を趣味としている長谷川さんのお宅には多種多様の鉢植えが飾られています。中でもクシランは大好きな品種のひとつ。株分けから花が開くまで5年ほどかかるそうで、気温や日光のあて方で花の咲く時期がずれてしまいます。「鉢植えは手のかけ方によって正直に育ってくれます。今年はこの芽を伸ばしていつごろ花を咲かせようと想像し、そのとおりに開花してくれると最高の喜びです」と長谷川さん。6年前に下半身が不自由になってからは夫婦いっしょにクシランの世話をしています。これからも二人で鉢植えづくりを楽しんでくださいな。